

告 示

埼玉県告示第四十三号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもつて救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなつた。

令和八年一月十三日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	病 院	所 在 地	撤 回 日
村越外科・胃腸科・肛門科	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	埼玉県鴻巣市吹上本町一丁目四番十三号	
	日 二月三十一	令和七年十一	